

金沢美大

柳宗理デザインミュージアム (仮称)

整備基本計画

令和5年3月

金 沢 市

- 目 次 -

1. 策定の経緯	1
2. 計画地の概要（条件の整理）	2
(1) 計画地の立地.....	2
(2) 法規制条件等.....	3
(3) 建物の歴史的変遷.....	9
(4) 自然環境.....	10
(5) 周辺地域との回遊性	11
(6) 登録有形文化財に関する規制等.....	12
(7) 建物の構造制限の確認及び整理.....	15
3. 基本構想の概略	19
4. 施設整備に関する基本的考え方	20
(1) 施設整備に関する基本的考え方.....	20
(2) 機能の内容と必要な諸室	22
(3) 機能構成（ゾーニングイメージ）	23
(4) ブロックプラン（ゾーニングイメージ）	24
5. 施設運営に関する基本的考え方	26
6. 実現に向けた課題・留意点	27

1. 策定の経緯

- ・金沢で長く教鞭をとられた柳宗理のデザイン資料の寄贈合意を受け、資料の利活用に向け、2021(令和3)年度に検討会を設置し、「金沢美大柳宗理デザインミュージアム(仮称)基本構想」を策定した。
- ・計画地として、金沢市出身の建築家谷口吉郎が設計した金沢市西町教育研修館の建物を利活用することとし、国の登録有形文化財に登録して、建物の価値を守り活かしながら、デザインの交流発信拠点として整備することとした。
- ・今年度は、建物の保存とミュージアムとしての整備の両面を考慮した検討を行うため、「谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館」館長を務める建築家水野一郎氏をアドバイザーとし、助言を受けながら施設整備に向けた基本計画を策定した。

産業デザイン教育の先駆けである金沢で、柳宗理のデザイン関係資料を活用し、人々のデザインへの理解と創造力の向上を図り、金沢の魅力の深化と産業振興につなげる必要がある。

日本を代表する建築家谷口吉郎が設計し、金沢に現存する数少ない建築物である金沢市西町教育研修館を利活用し、建築文化の発信を行う。

金沢美大柳宗理デザインミュージアム(仮称)基本構想を策定(令和4年2月)

ビジョン

デザインと建築意匠を通じた美と創造の交流拠点

ミッション

- 柳デザインを学ぶ
- 次世代人材を育成する
- デザイン思想を普及する
- 美と創造の交流拠点とする

求められる機能

教育／研究・収蔵／普及・発信／交流

金沢美大柳宗理デザインミュージアム(仮称)整備基本計画を策定

(令和5年3月)

2. 計画地の概要（条件の整理）

（1）計画地の立地

- ・計画地である金沢市西町教育研修館（金沢市西町三番丁 16）は、金沢市の中央に位置する金沢城公園の北西側にある。
- ・西町という町名は、金沢御坊（のちの金沢城）の西にできたのでこの名がついたといわれ、城の周囲に形成された尾山八町の一つである。
- ・金沢城に近いこともあり、周囲には町家や低層の建物が多い一方、西側には金沢の都心軸である国道 157 号が縦断し、国道沿いはビジネス街であることから、高層のビルも建ち並んでいる。新幹線開業後は、周辺でホテルの立地も進んでいる。
- ・国道 157 号は多数の路線バスのほか、城下まち金沢周遊バス、まちバス、ふらっとバスも通っており、市民・観光客いずれにとっても交通利便性の高い位置にある。バス停は「武蔵ヶ辻・近江町市場」と「南町・尾山神社」の中間にあたるが、いずれも徒歩 5 分以内である。
- ・前面道路は市道（1 級幹線）で、幅員約 10m、2 車線で歩道なしの道路であり、朝夕を中心に車の交通量が多い。



出典：金沢市まちづくり支援情報システムに加盟

(2) 法規制条件等

- ・今後、既存施設をデザインミュージアムに改修するために、様々な関係法令の確認が必要となる。ここでは、想定される関係法令の主要項目と確認事項の概要を整理する。なお、詳細については基本設計・実施設計段階で検討するプランニングに基づき、関係機関との確認が必要となる。

①都市計画関係

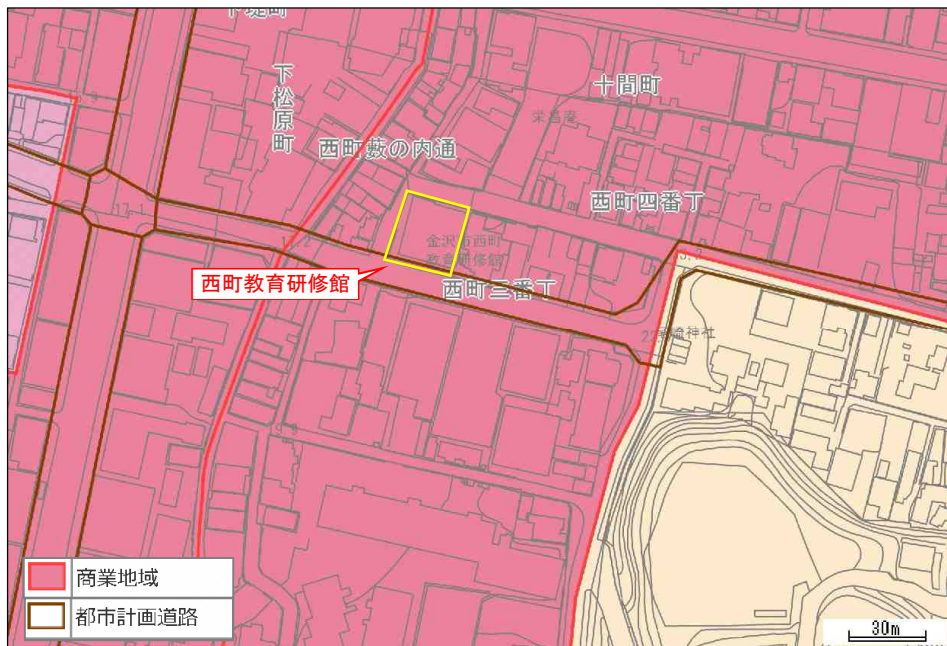
■用途地域	: 商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）
■防火地域等	: 準防火地域
■高さ規制	: 20m高度地区
■その他地域地区	: 駐車場整備地区
■集約都市関係区域（立地適正化計画）	: 都市機能誘導区域（都心拠点）

- ・現在の建物は、鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階で、敷地面積 848.65 m²、建築面積 525 m²、延べ床面積 1,724.9 m²で、建ぺい率 61.9%、容積率 203%、建物高さ 15.5mであり、現行の規制範囲内にある。
- ・前面道路が都市計画道路橋場若宮線となっており、敷地の前面の一部が道路区域に含まれている。建物本体にはかかっていないが、アプローチの上屋にかかっている可能性があり、詳細を確認する必要がある。（都市計画道路橋場若宮線は「金沢市新道路基本計画」（2018年3月策定）では“計画変更を含め検討”と位置づけられている）
- ・駐車場整備地区の特定用途に該当する場合は、規定の駐車場台数を設ける必要がある。

※特定用途に該当するもの（駐車場法施行令第十八条）

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボートリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

【用途地域・都市計画道路】



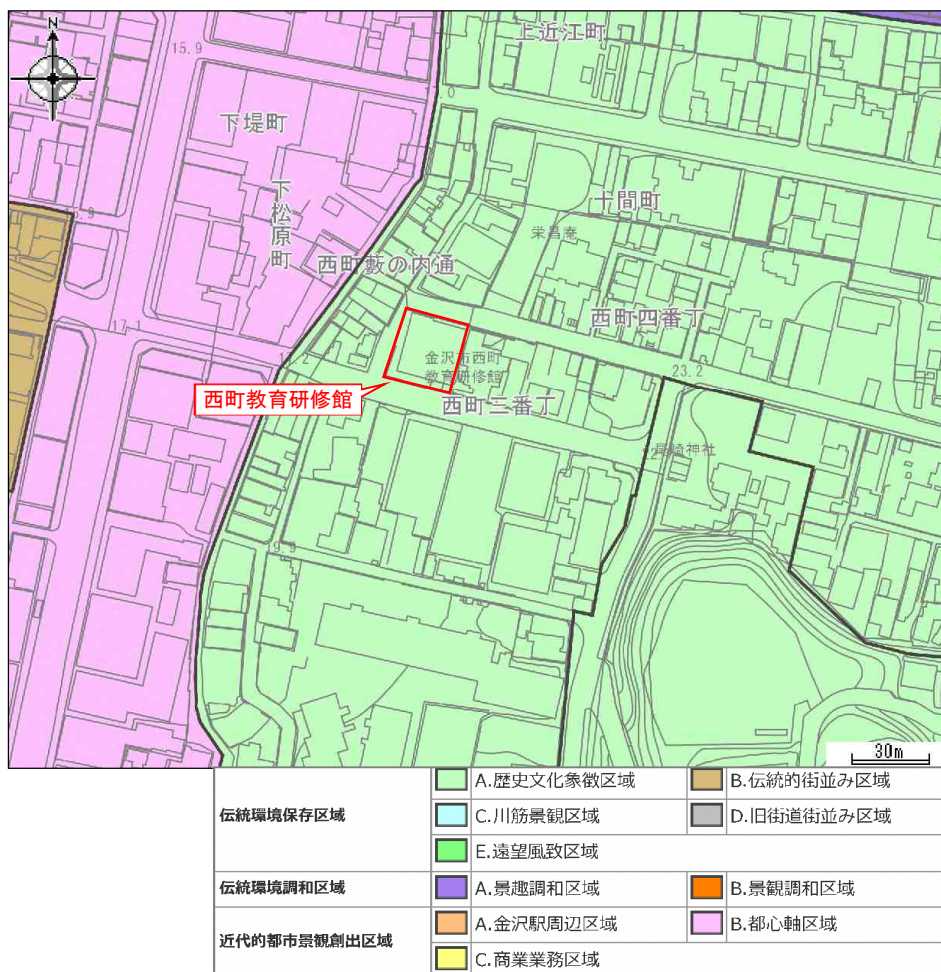
出典：金沢市まちづくり支援情報システム

② 景観政策関係

- 景観計画区域 : 伝統環境保存区域（歴史文化象徴区域）
- 眺望景観形成区域 : 卯辰山麓子来町緑地先（中遠景）
- 屋外広告物規制区域 : 第3種禁止地域、特定屋内広告物届出地区
- 照明環境形成地域 : 商業業務地域
- 夜間景観形成区域 : 歴史的景観保全区域
- 重要文化的景観区域 : 指定区域内
- 周知の埋蔵文化財包蔵地 : 金沢城下町遺跡

- ・計画地は、都心軸に近く商業地域ではあるが、金沢城公園に近接し、景観政策上は最も景観の配慮が必要な歴史文化象徴区域に含まれている。
- ・現在の建物は、切妻の瓦屋根とするなど、雨の多い土地柄や当時の町並みに配慮して建てられており、現在においても、周辺の景観に調和した外観となっている。
- ・改修にあたっては、外観意匠をできる限り継承し、景観に十分配慮して整備する必要がある。

【景観計画区域】



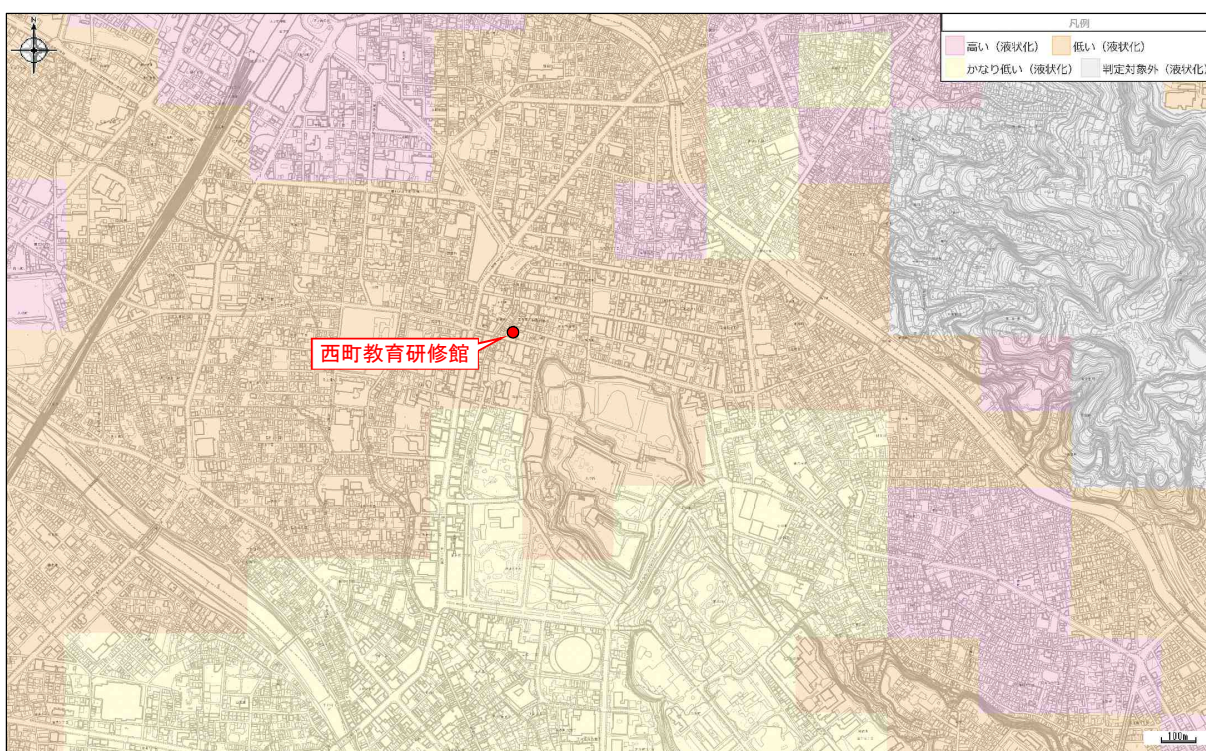
出典：金沢市まちづくり支援情報システム

③災害リスク等

- 液状化危険度 : 低い
- 土砂災害警戒区域 : 区域外
- 津波浸水想定区域 : 区域外
- 洪水浸水想定区域 : 区域外
- 内水被害 : 付近に浸水実績あり

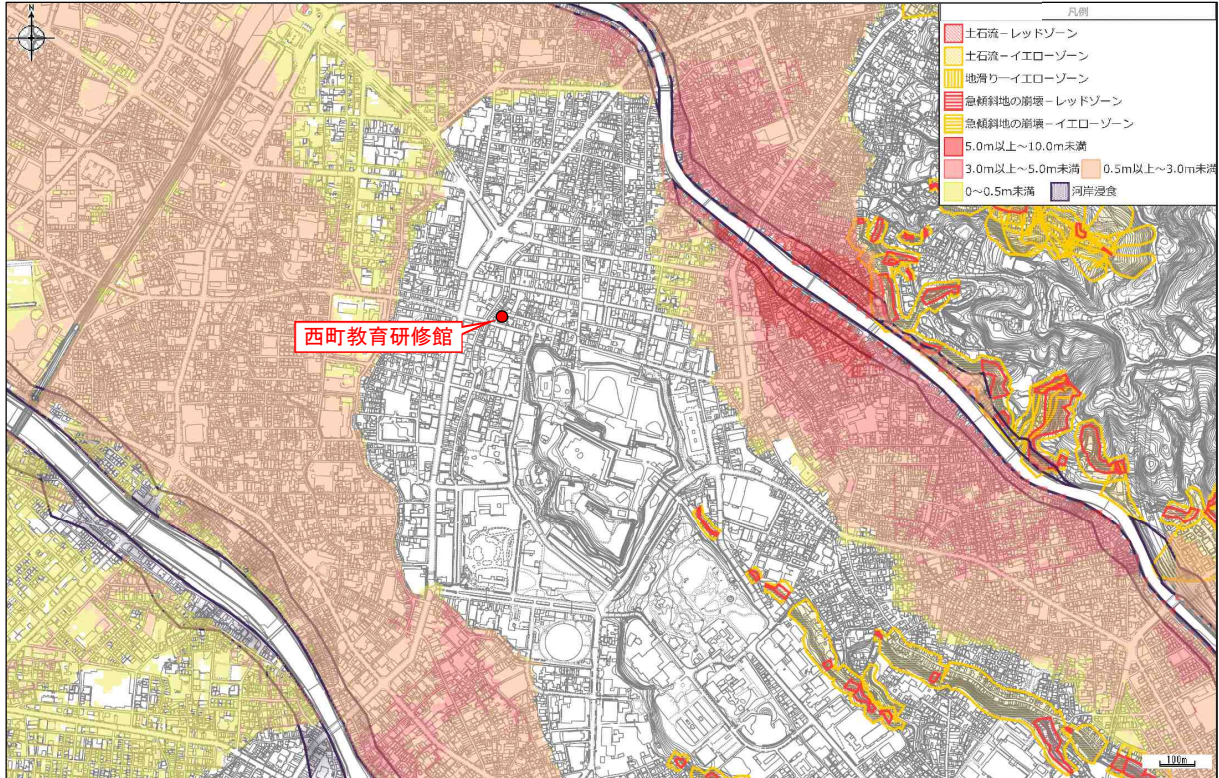
- ・計画地は内陸の平野部に位置し、犀川、浅野川に近接しておらず、液状化、土砂災害、津波、洪水のリスクは低い。
- ・ただし、過去に付近で降雨による内水被害の実績があることから、地下の浸水対策に留意する必要がある。

【液状化危険度】



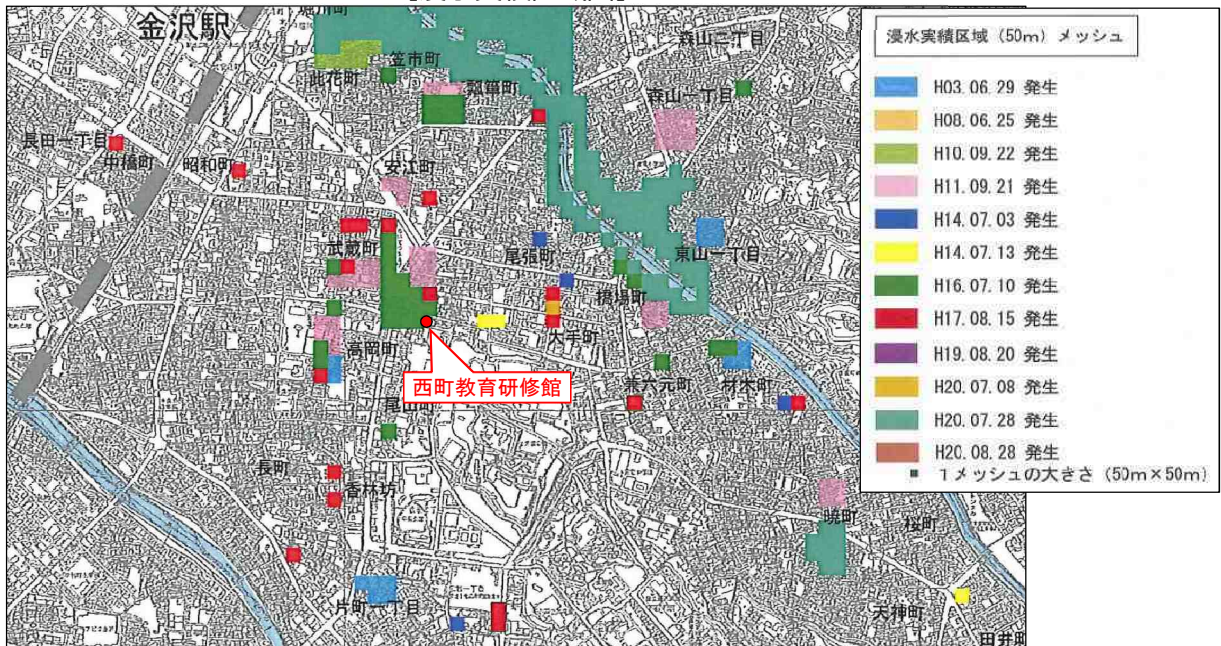
出典：金沢市まちづくり支援情報システム

【土砂災害警戒区域図・洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



出典：金沢市まちづくり支援情報システム

【浸水実績区域図】



出典：金沢市ホームページ

④建築基準法

- ・本施設は都市計画法の「商業地域」に位置し、建築基準法上の建物用途は「美術館、博物館」、延べ床面積約 1,724.9 m²の建物である。この建物用途と施設規模に基づき、主に次に示す項目について確認が必要となる。

主要項目	確認事項
斜線制限	道路斜線制限、隣地斜線制限 等
防火・準防火地域	準防火地域での制限
採光・換気・排煙	居室等で求められる採光、換気、排煙
防火区画	主要構造部に応じた面積区画、竪穴区画
内装制限	各居室、通路等の状況に応じて求められる仕上材
避難施設等	求められる避難施設（2方向避難、歩行距離等）
排煙設備	建築物全体で求められる排煙設備
その他	適宜確認

⑤石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

- ・石川県では、人にやさしい施設づくり・まちづくりを進めるために、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例を定めている。この条例において、本施設の用途は「特定公益的施設」に該当することが想定され、主に次に示す項目について確認が必要となる。

主要項目	確認事項
廊下、階段 等	滑りにくい仕上材、手すり設置 等
便所	車いす利用者用便房、オストメイト対応便房の設置 等
バリアフリー経路	傾斜路：手すり設置、屋内・屋外の勾配確保 等 エレベーター：かご、乗降ロビーの規定寸法確保 等
駐車場	車いす利用者用駐車施設の設置
案内設備	案内板設置、視覚障害者対応、出入口呼出装置 等
案内設備までの経路	視覚障害者バリアフリー経路の確保 等
その他	適宜確認

⑥消防法

- ・消防法では、建築物などの火災予防対象の用途や規模等に応じて、火災予防のために必要な消防用設備等の設置が求められる。本施設の消防法上の防火対象物用途区分は「図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの」に該当することが想定され、主に次に示す項目について確認が必要となる。

主要項目	確認事項
誘導標識	設置
消火器具	延床面積 300 m ² 以上で設置
自動火災報知設備	延床面積 500 m ² 以上で設置
屋内消火栓設備 動力ポンプ設備	延床面積 700 m ² 以上で設置 (建築物の準耐火構造・耐火構造等による緩和あり)
火災報知設備	延床面積 1,000 m ² 以上で設置
避難器具	収容人員 50 人以上 (1 階、耐火の 2 階は不要)
その他	適宜確認

(3) 建物の歴史の変遷

① 建物の経緯

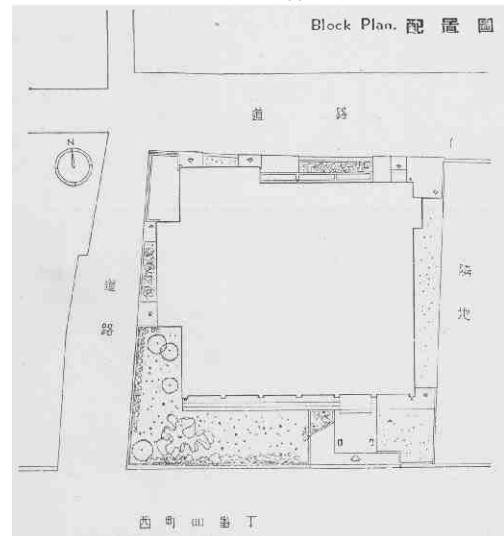
- ・西町教育研修館は、社団法人石川県繊維協会により、1952(昭和 27)年に石川県繊維会館として建設された。
- ・文化勲章受章者で、金沢市名誉市民第一号の建築家谷口吉郎が設計した貴重な建物である。
- ・外観のみならず、内部は地元産の石やレンガを用いるとともに、照明のデザインまで手掛けるなど、きめ細やかな意匠でまとめられている。
- ・柳宗理とともに金沢美大産業美術学科の教授や第 4 代学長を務めた五井孝夫が監理を担当した。
- ・完成後、金沢美大前身の金沢美術工芸専門学校の設立に尽力して教授や名誉教授を務めた宮本三郎によって、大壁画「産業と文化」が現地で描かれた。
- ・その後、1983(昭和 58)年に金沢市が建物を取得し、1985(昭和 60)年より金沢市中央公民館西町館、2002(平成 14)年より金沢市西町教育研修館として活用してきた。

年月	経緯
1951 (S26) 9月	着工
1952 (S27) 10月	「石川県繊維会館」竣工
1954 (S29) 6月	宮本三郎による壁画「産業と文化」完成
1983 (S58)	金沢市が購入
1984 (S59)	繊維会館から中央公民館西町館への改修（瓦屋根葺き替え含む） 防火区画確保のため、階段室周囲等に CB 壁増設
1985 (S60)	「中央公民館西町館」開館
1991 (H3)	主に地下階の模様替え、地階階段付替え
1992 (H4)	1 階壁画の保存工事
2001 (H13) 4月	中央公民館彦三館開館により公民館機能が移転
2001 (H13)	公民館分館から教育研修館への模様替え（部屋用途変更と内装変更）
2002 (H14) 1月	「西町教育研修館」開館 (金沢子ども科学財団、金沢大学サテライトプラザが入居)
2019 (R1) 7月	金沢子ども科学財団が移転
2022 (R4) 10月	国登録有形文化財（建築物）に登録

(4) 自然環境

- ・ 建築当初の前面道路沿いの外構は、ブロック積みの上に柵が設置され、内側には生垣が施されており、正面の両角や西側妻側には中高木が植樹されていた。
- ・ 現在は、正面の柵や生垣は撤去されて駐車スペースとなり、樹木は大きく成長している。

【建築当初の配置図】



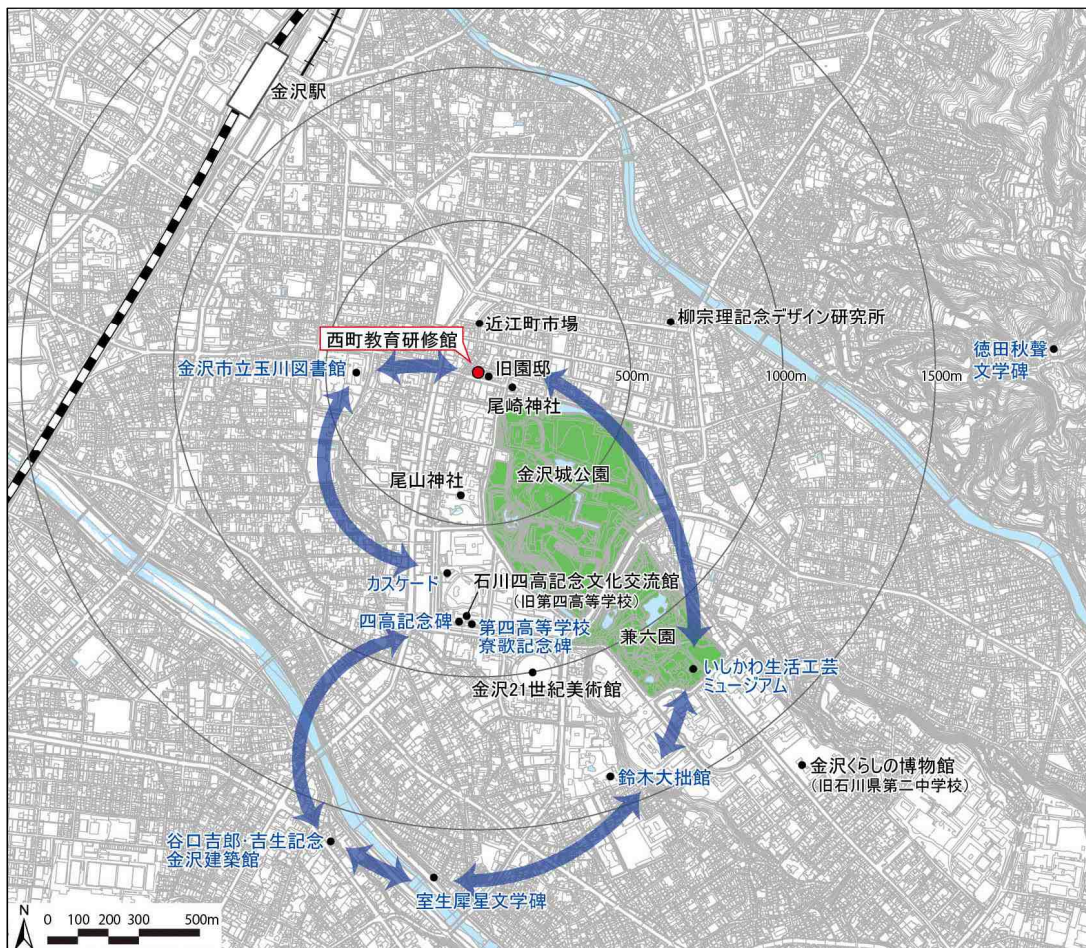
出典：建築文化 78 (1953.3)

建築当初 (1952) 出典：建築文化 78 (1953.3)	現状
 <p data-bbox="363 1377 576 1413">正面外観 (南面)</p>	 <p data-bbox="842 1341 1310 1377">正面外観 (前面に駐車スペース整備)</p>
 <p data-bbox="419 2036 536 2072">西側妻面</p>	 <p data-bbox="1027 1962 1144 1998">西側妻面</p>

(5) 周辺地域との回遊性

- ・西町教育研修館の隣には、金沢市指定文化財となっている旧園邸がある。1921(大正 10)年頃に建築された近代和風住宅で、茶室を有し、貸施設・公開施設として活用されている。ミュージアム開設にあたっては、イベント時などに連携して活用していくことが望まれる。
- ・周辺には、金沢城公園をはじめ、尾崎神社、尾山神社、近江町市場など、観光客が来訪する施設が多く、ミュージアムを開設することにより、観光拠点の一つとして、観光客の来訪や回遊性の向上が期待される。
- ・市内には、いしかわ生活工芸ミュージアム(旧石川県美術館、谷口吉郎設計)、市立玉川図書館(谷口吉郎・吉生共同設計)、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館、鈴木大拙館(ともに谷口吉生設計)など谷口吉郎に関係する建築のほか、谷口吉郎が設計した文学碑・記念碑等も点在している。また、柳宗理の父柳宗悦(民藝運動の創始者で日本民藝館の創設者、宗教哲学者)は、学習院高等科で鈴木大拙に英語を学んだのが機縁となって終生交流があり、鈴木大拙館と日本民藝館は交流協定を締結しているなど、鈴木大拙館は柳宗理ともゆかりがある。こうした柳宗理や谷口吉郎と縁の人物や施設をつなげた連携・交流事業を行い、施設の相互利用、回遊促進を図ることが期待される。

【施設配置】



(6) 登録有形文化財に関する規制等

- ・本施設（旧石川県繊維会館）は、2022(令和4)年10月31日に登録有形文化財（建造物）に登録されている。登録有形文化財に登録された文化財は、文化財保護法に基づく管理が求められるほか、施設改修における規制も定められている。

①登録内容

- ・本施設は、登録有形文化財の基準の建築物等の基準のなかで「造形の模範となっているもの」に該当し、モダニズムをベースとした外観と階段廻りの内装等が金沢に相応しいとされている。

名称	旧石川県繊維会館（きゅういしかわけんせんいかいかん）	
年代	1952(昭和27)年／1984(昭和59)年改修	
構造及び形式等	鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建、瓦葺、建築面積525㎡	
登録番号	17 - 0308	
登録年月日	2022(令和4)年10月31日	
登録基準	造形の規範となっているもの	
所在地	石川県金沢市西町三番丁16	
所有者名	金沢市	
解説文	金沢城北西の市街地にある繊維協会の会館で、建築家谷口吉郎の設計。タイル貼白壁を迫出し、細い柱形に見せるコンクリート造で切妻造とし、全体にモダニズムをベースに和風建築の可能性を拓いた建物。階段廻りの亀甲石貼や折鶴形蛍光灯など金沢に相応しい。	
写真	 <p>外観正面（南）</p>	 <p>エントランスホール（1F）</p>

出典：文化庁国指定文化財等データベース

②規制の概要

(ア) 現状変更と維持の措置

- ・本施設の改修にあたり、文化財保護法に基づく規制を確認し、登録有形文化財としての価値を維持することが重要である。登録有形文化財の建築物改修には、「現状変更」と「維持の措置」があり、改修内容によって届出等が必要となる。詳細については基本設計・実施設計段階で検討する改修内容に基づき、関係機関との確認が必要である。

<p>現状変更</p>	<p>特に文化財としての価値[※]を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加えるものを言う</p> <p>例：建築物の位置や形を変えようとする行為のこと（移築、建築面積・延長・屋根材等の構造形式の変更、外観の色彩など）</p> <p>※登録するにあたり作成した所見や専門家による調査で特徴として評価した内容のこと</p>
<p>維持の措置</p>	<p>上記、以外の場合</p> <p>①通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（内装に限定される模様替え、修繕は、規模、内容にかかわらず維持の措置に該当）</p> <p>②き損している又はき損することが明らかに予見される場合</p> <p>※維持の措置においても、登録するにあたり作成した所見や専門家による調査で特徴として評価されている内容を尊重する</p> <div data-bbox="523 1288 1364 1881"> <p>屋根を変えたい！ 材料の取り替えなどは、部分指符であれば届出は必要ありません。屋根の形が変わってしまうほどの大規模な変更については、届出が必要な場合があります。</p> <p>窓の一部を変えたい！ 届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。</p> <p>外壁を変えたい！ 通常望見できる範囲の4分の1以下であれば届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。</p> <p>駐車場を作りたい！ 届出は必要ありません。</p> <p>増築したい！ たとえ「ば」この場合は、通常望見できる範囲の4分の1を超えるので届出が必要です。</p> <p>雨樋をつけたい！ 届出は必要ありません。</p> <p>空調をつけたい！ 届出は必要ありません。</p> <p>間取りを変えたい！ 内装の模様替えの届出は必要ありませんが、主要構造材に及ぼる間取りの変更は届出が必要です。</p> <p>【スレート屋根を赤瓦に変える場合】 届出が必要な場合があります。</p> <p>【屋根の形や色配を変える場合】 届出が必要な場合があります。</p> </div> <p>維持の措置のイメージ</p>

出典：登録有形文化財（建築物）の手引き 2

(イ) 登録の抹消となる場合

・次の場合、登録有形文化財として抹消される場合がある。特に関連がある部分について抜粋する。

登録の抹消	<p>①重要文化財に指定された場合</p> <p>②地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合</p> <p>③その保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなったと認める場合</p> <p>④その他特殊の事情があると認める場合</p>
	<p>③について</p> <p>・非常災害又は建替え等の現状変更によって、登録有形文化財が滅失し、又は現状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合が該当</p> <p>例：災害や建て替え、改修などにより、登録された建造物を登録時の形態（または過去の現状変更届を提出した形態）から変更すること</p> <p>※現状に大きな改変を受け、登録有形文化財としての価値が失われた場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録時の「構造及び形式」の大幅な変更により、本来の文化財的価値を大きく損失したもの <ul style="list-style-type: none"> 〈例〉面積の大幅な減少 〈例〉主要な構造部材の大幅な取替 ○登録時の「登録基準」を満たさなくなったもの <ul style="list-style-type: none"> 〈例〉屋敷構えや街路景観などにおいて評価された建造物の遠隔地への移築 ○登録時の「再現することが容易でないもの」で、その技術や技能を示す仕様が失われたもの <ul style="list-style-type: none"> 〈例〉特徴とされた海鼠壁や鏝絵の除去など <div style="text-align: center;"> <p>面積の大幅な減少 主要な構造部材の大幅な取替 価値の大幅な変更を伴う移築</p> <p>技術や技能を示す仕様が失われたもの</p> </div>

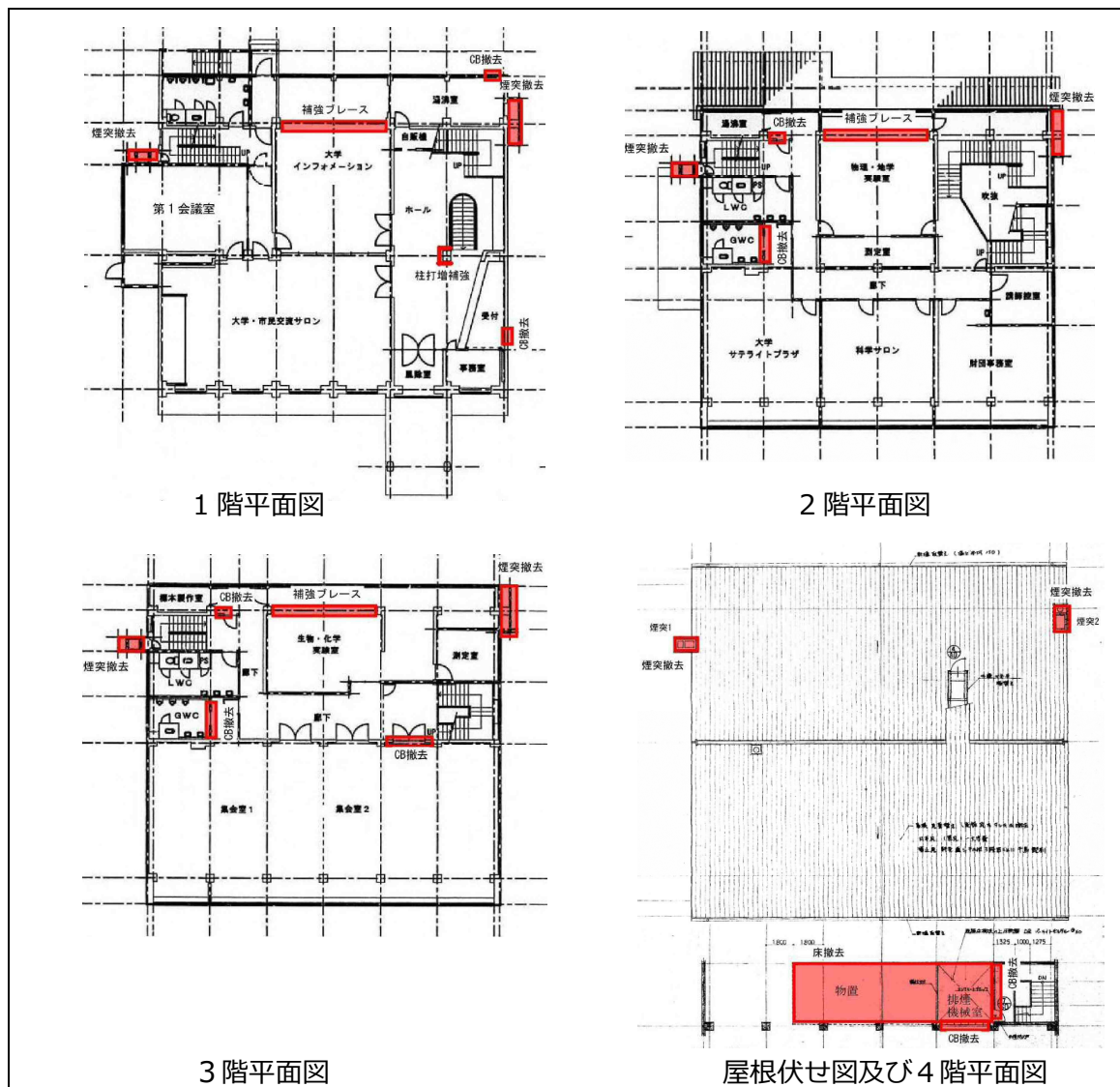
出典：登録有形文化財（建造物）の手引き 2

(7) 建物の構造制限の確認及び整理

- ・本施設は、2017(平成 29)年度に耐震診断と耐震補強計画を行っており、耐震性能を確保するために必要となる補強の概要が記載されている。今後の改修計画では、この計画も考慮した諸室構成や動線計画が求められる。補強計画の概要を次に整理する。

①耐震診断及び耐震補強計画の概要

- ・耐震診断結果によると、建物 X 方向（東西方向）のすべての階で、耐震性能が目標値に達しておらず補強が必要とされているほか、地震時にコンクリートブロック壁や煙突倒壊の危険性、1 階壁抜け部の状態等について整理されている。
- ・また、耐震診断の結果を踏まえ、同年度に実施された補強計画では、不足する耐震性能を補強するために、建物各階の X 方向（東西方向）に耐震補強ブレース設置や地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック壁・煙突の撤去、1 階ホール柱の増打ち等の補強計画が示されている。

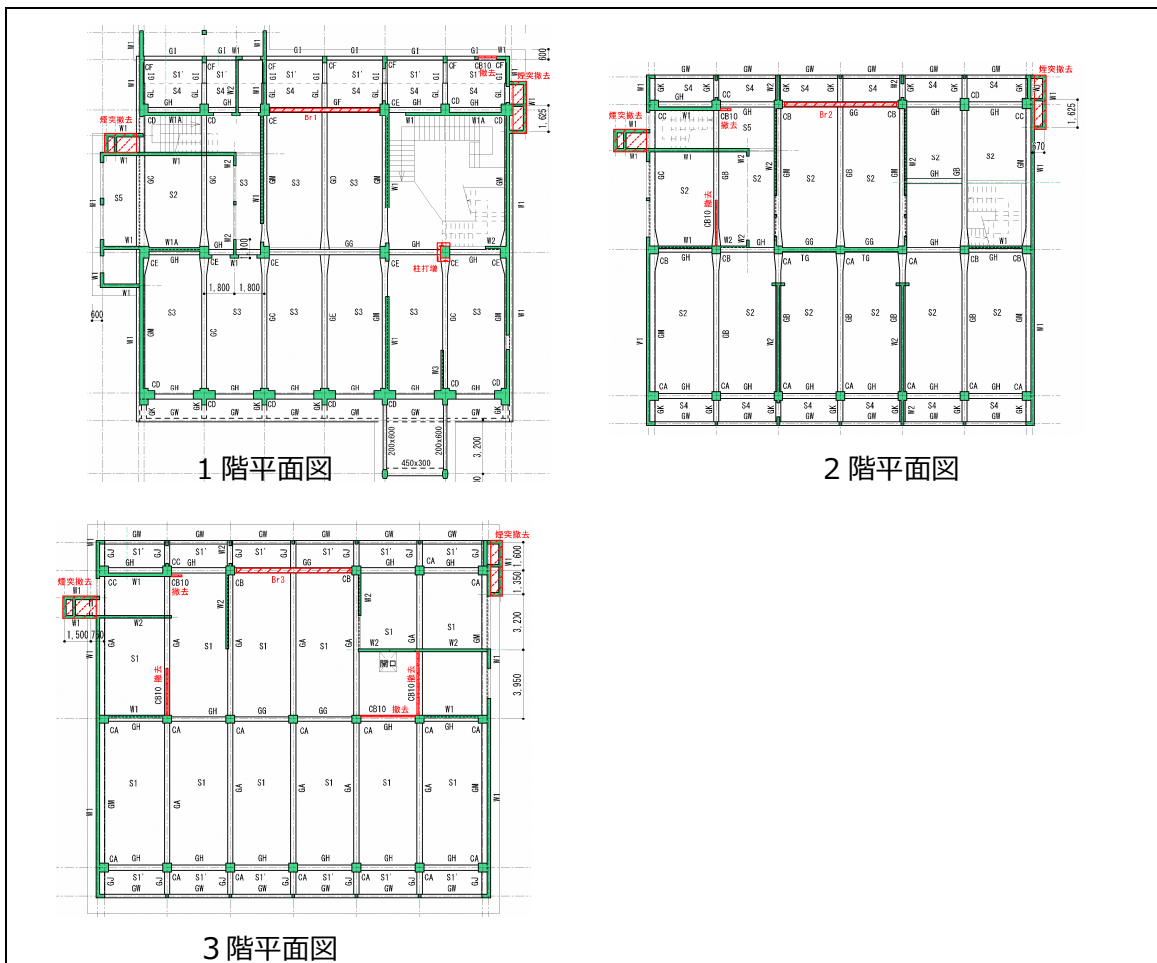


出典：西町教育研修館耐震診断及び耐震補強計画設計業務

②構造体の制限

- ・過年度の耐震診断及び耐震補強計画を踏まえ、今後の改修計画を進めるにあたり、現段階で考え得る構造体の主な制限について整理する。

項目	主な制限
柱、梁について	・柱、梁は、建築物の構造を構成する特に重要な部材であるため、基本的に位置の変更は行えない
コンクリート壁について	・位置によってコンクリート壁に開口を開けることは可能だが、詳細な検討が必要である ・特にX方向（東西方向）は、耐震性能が不足している
コンクリート床について	・位置によって、コンクリート床への開口は可能であるが、詳細な検討は必要である ・当初の積載荷重を考慮した諸室利用の検討が必要である
耐震評定について	・今後の改修計画と平成 29 年度の耐震診断及び耐震補強計画の内容に大きな差異がある場合、当時取得した耐震評定書の取り直しが必要となる可能性がある



出典：西町教育研修館耐震診断及び耐震補強計画設計業務

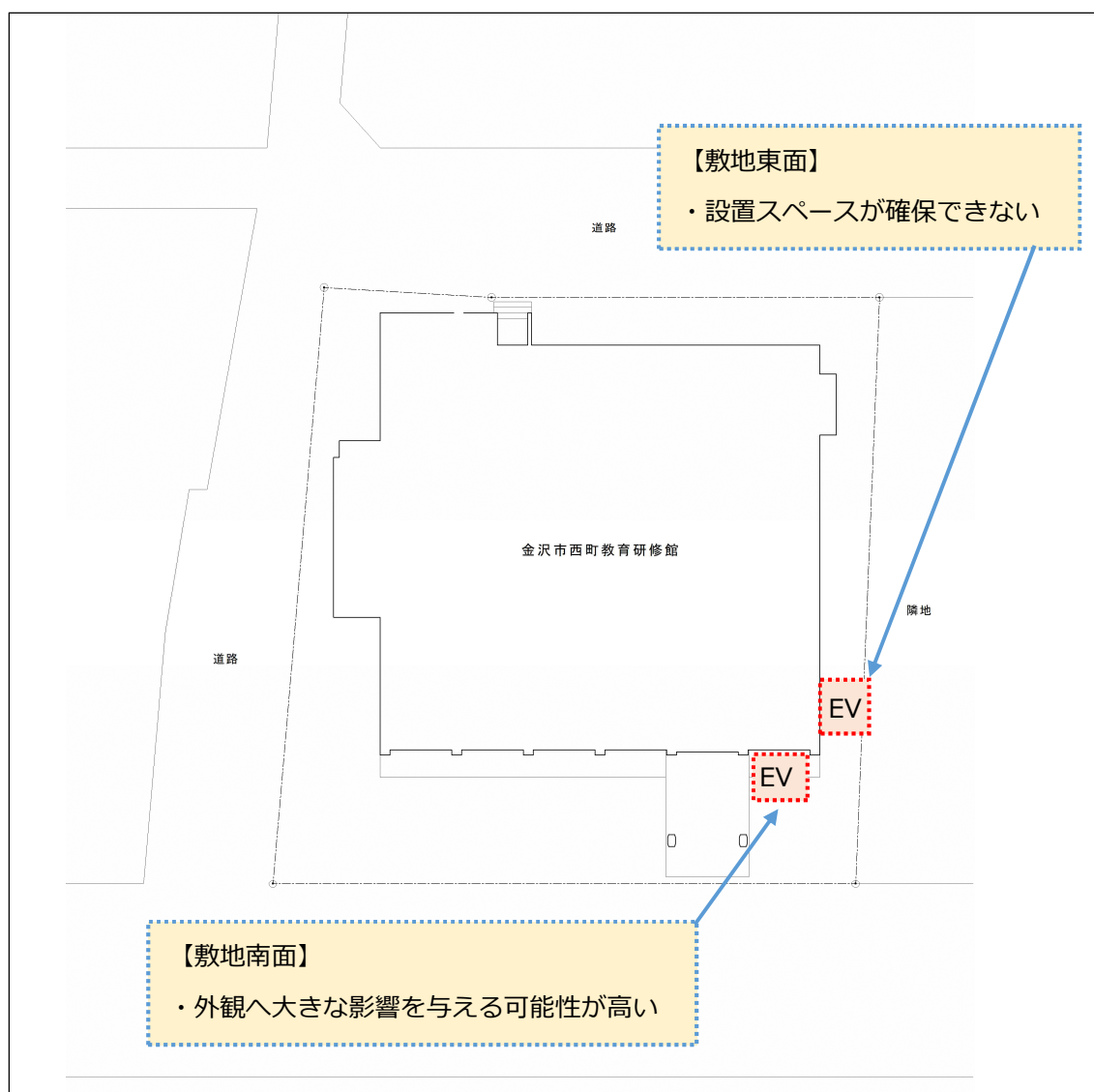
③エレベータ設置の可能性

- ・石川県バリアフリー社会の推進に関する条例において、本施設はバリアフリー化が求められ、上層階のバリアフリー経路を確保するためのエレベータが必要となる。
- ・エレベータの位置は、施設動線を考慮し、エントランス廻りに設置する方針とし、建物外部への増築かエントランス内部の設置について可能性を検討する。

(ア) 建物外部への増築

- ・建物外部への増築は、設置スペースが確保できないことに加え、外観へ大きな影響を与える可能性が高く登録有形文化財の価値を阻害する恐れがあるため、行わないこととする。

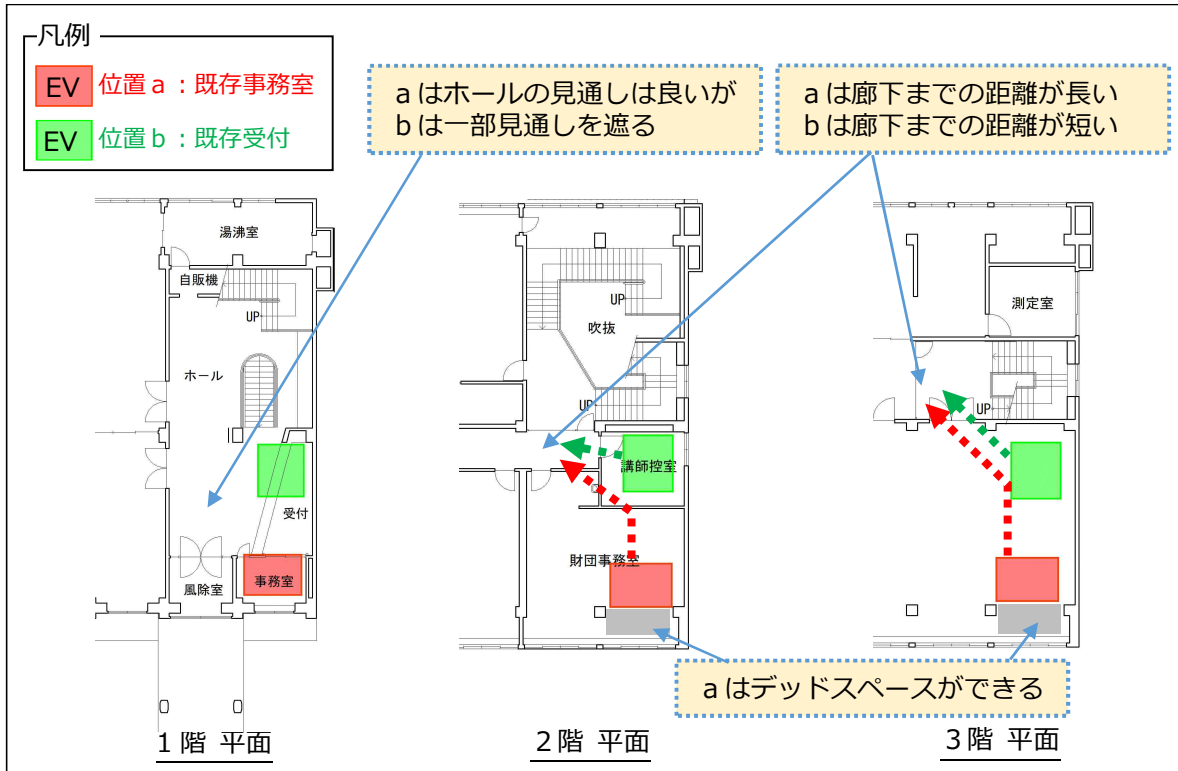
【建物外部へのエレベータ増築の可能性】



(イ) 建物内部への設置

- ・建物内部のエントランス廻りに設置する場合、周囲の動線を考慮すると、次の図に示す2箇所が候補となる。各々の設置の可能性について検討結果を示す。

【エレベータの位置検討】



【エレベータの位置比較】

	a.既存事務室の位置	b.既存受付の位置
1階エントランス ホールの見通し	○ ・現状に近い形で残すことができる ※柱増打ち耐震化は必要	△ ・a案に比べ階段ホールへの見通しは悪くなる
2、3階の利用	△ ・廊下までの距離が長く展示スペースが減少する ・エレベータ裏側にデッドスペースができる	○ ・廊下までの距離が短く展示スペースも確保できる
構造的な制限	○ ・柱、梁をかわせば、エレベータの設置は可能 ※1階床下ピット要調査	○ ・柱、梁をかわせば、エレベータの設置は可能
地階への エレベータ接続	△ ・施工面、コスト面において課題が多い	△ ・同左

3. 基本構想の概略

- ・2022(令和4)年2月に策定した基本構想において、柳宗理デザインミュージアム(仮称)のビジョン、ミッション、求められる機能を下記のとおり定めている。

【ビジョン】

デザインと建築意匠を通じた美と創造の交流拠点

洗練された建築意匠の中で、柳宗理のデザイン関係資料の活用をはじめ、デザインに関する様々な活動を通して、人々のデザインへの理解を深め、美意識と創造力を培い、産業や経済の発展に貢献する交流拠点を目指す。

【ミッション】

- 柳デザインを学ぶ …柳宗理デザイン研究所の理念と目的をベースに、金沢美大の活動に活用する。
- 次世代人材を育成する …柳宗理のデザイン資料や調査研究等の様々な活動を通して、人々の美意識と創造力を高め、次世代人材を育成する。
- デザイン思想を普及する …子どもから専門家まで幅広い人々が、柳宗理のデザイン思想に触れ、デザインについて理解を深める。
- 美と創造の交流拠点とする…市民や来街者等に開かれた施設とする。

【求められる機能】

教育

子どもから専門家まで、デザインへの理解を深める機会や、デザインに関する人材育成の場を提供する。

研究・収蔵

柳宗理のデザイン資料の調査研究や適切な保存を行い、ミュージアム運営の基盤とする。

普及・発信

展示や情報発信を通して、デザインに関心を持ち、デザイン思想に触れる機会を提供する。

交流

市民や来街者等に開かれた美と創造の交流拠点として、交流の場と機会を提供する。

4. 施設整備に関する基本的考え方

(1) 施設整備に関する基本的考え方

① 特徴的な建築意匠の復元への配慮

- ・国の登録有形文化財にも登録された谷口吉郎設計の建築物であり、建築意匠の長寿命化及び重層的な建築文化の継承を図るため、特徴的な建築意匠の復元に十分配慮する。



建築当初の外観正面（南）



建築当初の3階大会議室

出典：建築文化 78（1953.3）

② デザイン資料の活用に最適な空間の創出

- ・柳宗理のデザイン資料の効果的な活用を図るため、資料の展示や調査研究等の様々な活動を可能にする空間を創出する。



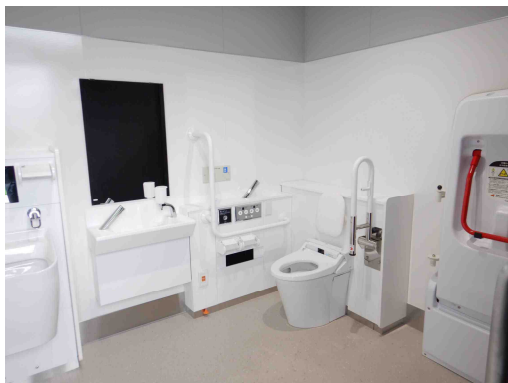
資料番号 100049
バタフライ・スツール（初期試作）
デザイン年 1956年
製造 仙台産業工業試験所か
（画像：金沢美術工芸大学提供）



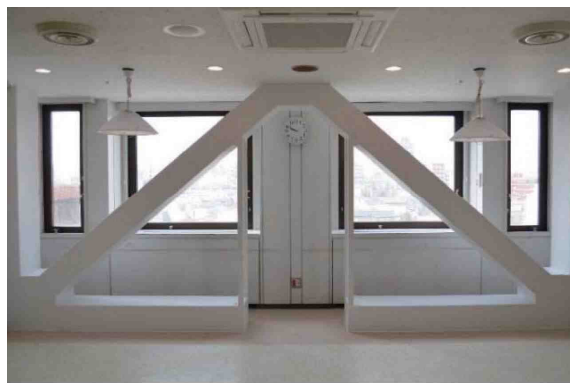
資料番号 500004
東京オリンピック
トーチホルダーとパッケージ
デザイン年 1964年
（画像：金沢美術工芸大学提供）

③安全で安心な交流拠点の実現

- ・市民や来街者等が開かれた施設として、十分な交流スペースを確保するほか、国内外から多くの人々が訪れ、交流する施設として、バリアフリー化や耐震化、省エネ型設備等にも対応するなど、安全で安心な交流拠点を実現する。



バリアフリースイールのイメージ



耐震化のイメージ

出典：住まいながら・営業しながら実施
した建築物の耐震改修事例集
(一財) 日本建築防災協会

(2) 機能の内容と必要な諸室

- ・ 4つの機能の主な内容と、それを実施するための必要な諸室を以下に整理する。

機能	主な内容	必要な諸室
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢美大の教育プログラムへの活用（博物館実習、デザイン演習、教育活動の成果発表等） ・ 卒業生や若手デザイナー等の作品発表 ・ 教員、子どもや学生を対象とした鑑賞ツアー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流スペース ・ ワークスペース ・ 会議室
研究・ 収蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳宗理やデザインに関する調査研究 ・ デザイン関係資料を整理・記録し、アーカイブを構築 ・ 資料の適切な保管・維持管理、収蔵庫を見せる展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室 ・ 収蔵室 ・ 収蔵展示室
普及・ 発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳宗理に関する展示（デザインプロセス、アーカイブ情報等） ・ デザインに関する企画展示 ・ 作品に触れる展示等の体験の機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示室（常設・企画） ・ 交流スペース ・ ショップ、カフェ
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民講座、講演会、ワークショップ等 ・ 建築文化の発信、大壁画の保存・公開 ・ 海外のデザイナーや研究者・学生等との国際交流 ・ 柳宗理や谷口吉郎と縁の人物等をつなげた連携・交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流スペース ・ ワークスペース

(3) 機能構成 (ゾーニングイメージ)

・各階に導入する機能構成イメージ案を次に示す。

3階	・普及・発信ゾーンと研究・収蔵ゾーンを配置 【主な諸室】展示室、収蔵展示室、研究・収蔵室 等
2階	・普及・発信ゾーンと研究・収蔵ゾーンを配置 【主な諸室】展示室、研究・収蔵室 等
1階	・導入部分として、普及・発信ゾーン、教育・交流ゾーンを配置 【主な諸室】交流スペース、ショップ、カフェ 等
地階	・建物のバックヤードとして、事務・運営ゾーンを中心に配置 【主な諸室】会議室、研究室・収蔵室 等

【階層別の機能構成イメージ案】



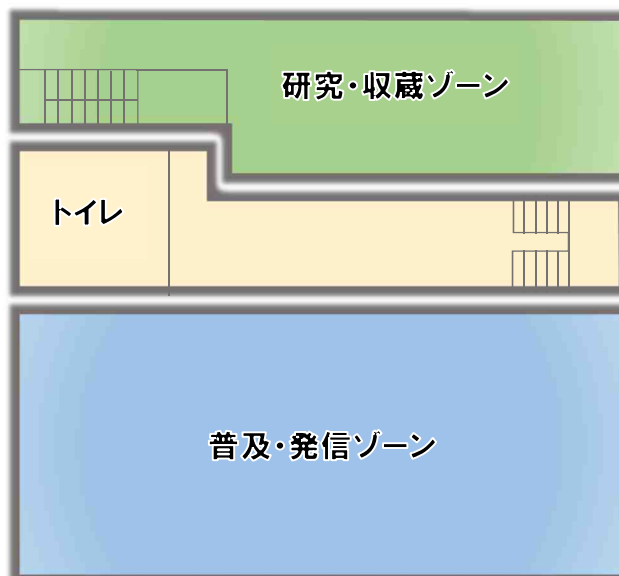
※現時点での想定であり、基本設計での調整により変更することがある。

(4) ブロックプラン (ゾーニングイメージ)

・各フロアのブロックプラン (ゾーニングイメージ) を次に示す。

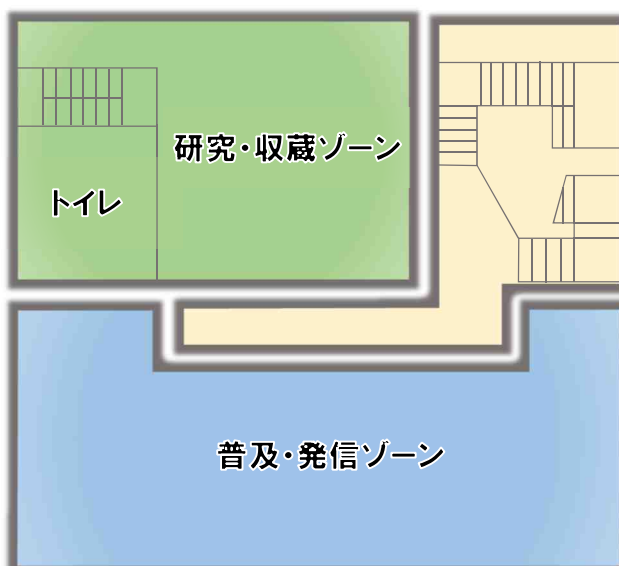
① 3階ブロックプラン

・普及・発信ゾーンと研究・収蔵ゾーンを配置



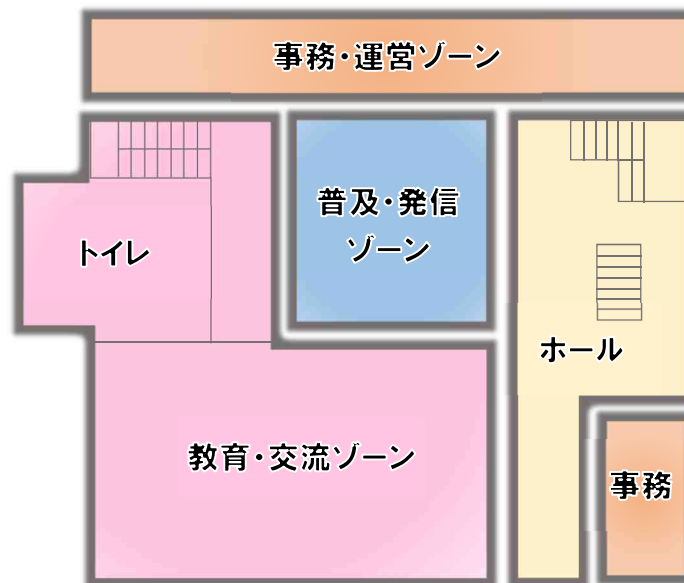
② 2階ブロックプラン

・普及・発信ゾーンと研究・収蔵ゾーンを配置



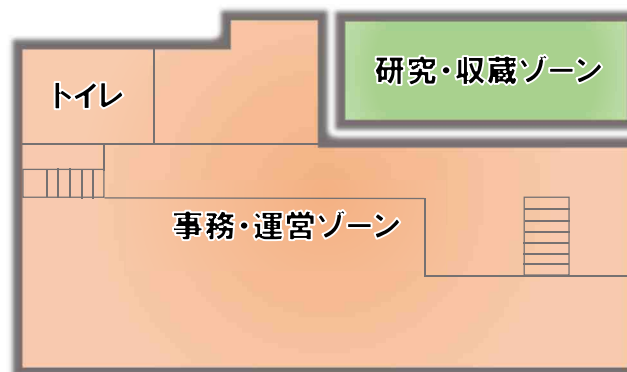
③ 1階ブロックプラン

- ・導入部分として、普及・発信ゾーン、教育・交流ゾーンを配置



④ 地下1階ブロックプラン

- ・建物のバックヤードとして、事務・運営ゾーンを中心に配置



※現時点での想定であり、基本設計での調整により変更することがある。

5. 施設運営に関する基本的考え方

機能の遂行に必要な運営体制の整備

- ・金沢美大が設置している柳宗理記念デザイン研究所（※）が担ってきた機能を発展させた4つの機能『教育』『研究・収蔵』『普及・発信』『交流』の遂行に必要な運営体制を整備する。

多様な人材による運営

- ・施設の運営を担う人材として、キュレーター（学芸員）やエドューケーター（教育普及員）、アーキビスト（資料調査員）等の配置を検討する。

（※）

名称	柳宗理記念デザイン研究所
設置理念・目的	柳宗理のコレクションの積極的活用を図り、学術研究及びデザイン教育・制作活動の充実・発展、地域貢献を果たすことを目的とする。
活動	①柳宗理コレクションを中心としたデザイン研究 （寄託資料の調査・研究、成果の公表・発信など） ②本学学生への学習支援 （寄託資料の授業への活用、学生の作品展示、講演など） ③普及活動など地域貢献 （寄託資料や研究成果の公表・発信、市民講座の開設、講演会、WSなど）
所在地	金沢市尾張町2丁目12番1号
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階（1, 2階を使用）
運営	金沢美大
写真	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>建物外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>建物入口</p> </div> </div>

6. 実現に向けた課題・留意点

■基本設計において確認・検討が必要な事項

・施設設備の詳細検討

基本計画のゾーニング案をもとに、展示室や各諸室の使い方、利用人数、動線のほか、施設全体の運営方法などの詳細を確認し、必要な機能（空調設備、備品等）を検討する必要がある。

・各種法規制の詳細確認

基本設計で検討するプランニングに基づき、都市計画法、景観条例、建築基準法、バリアフリー条例、消防法、文化財保護法などの詳細を関係機関に確認し、各種法規制に適合した建築物を計画する必要がある。

特に竣工 1952(昭和 27)年で約 70 年が経過していることから、既存不適格の有無も含めて確認が必要である。

・改修に伴う構造検討

耐震性能が不足する建築物であることから耐震補強を行う必要がある。過年度の耐震補強計画を参考とし、快適な諸室配置と利用動線を実現するために、必要なエレベータや構造壁の開口、階段等の設置改修について、構造的な制限を踏まえながら詳細な検討を行う必要がある。

■その他

・展示計画

基本計画におけるブロックプランを参考に、基本設計での展示スペースの詳細検討と合わせて、資料の効果的な展示の方法の検討を進める必要がある。

・壁画の保存展示計画

宮本三郎作の大壁画について、現在の保護ケースの必要性や、より作品を楽しめる適切な保護・公開の在り方について、検討を進める必要がある。

・気運醸成

デザイン資料に関する情報発信とともに、プレ展覧会やシンポジウム、改修プロセス映像の記録・発信、昔の写真の募集・展示等を通じて、市民をはじめ市内外において気運醸成を図る。